

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理施設の事業変更許可申請に係るヒアリング（17）

2. 日時：令和4年12月8日（木）10時00分～11時15分

3. 場所：原子力規制庁16D会議室（TV会議により実施）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

金子安全規制調整官、立元管理官補佐、井上安全審査専門職、中澤安全審査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

高速炉・新型炉研究開発部門 大洗研究所

環境技術開発センター長 他4名

安全・核セキュリティ統括本部

安全管理部 次長 他3名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

資料1 廃棄物管理施設の変更許可申請における面談時の質問回答表

資料2-1 大洗廃棄物管理事業変更許可申請対象条文の確認及び理由
（有機廃液一時格納庫の使用の停止）

資料2-2 大洗廃棄物管理事業変更許可申請対象条文の確認及び理由
（廃液処理棟の化学処理装置等の使用の停止）

資料2-3 大洗廃棄物管理事業変更許可申請対象条文の確認及び理由
（共用設備に係る記載の見直し及び移動モニタリング設備の削除）

資料2-4 大洗廃棄物管理事業変更許可申請対象条文の確認及び理由
（固体廃棄物減容処理施設用の施設外への通信連絡設備の明確化）

- 資料 2 - 5 大洗廃棄物管理事業変更許可申請対象条文の確認及び理由
(β ・ γ 固体処理棟Ⅲの有機溶媒貯槽を新たに液体廃棄物の
受入れ施設に変更)
- 資料 3 廃棄物管理事業変更許可申請書添付書類五のまとめ資料 (第八条
竜巻) の分離の考え方

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	規制庁の仲田です。それでは本日のヒアリングを開始させていただきますようにお願いします。
0:00:10	本日は、資料として、
0:00:16	質問回答票と、
0:00:19	申請対象条文、
0:00:22	あと竜巻の、
0:00:25	まとめ資料の分量考え方さっきいただいていると思います。
0:00:30	進め方としましては、まず、
0:00:34	竜巻のまとめ資料の分離の考え方から入りまして、
0:00:38	そのあと、申請対象条文、
0:00:43	の方に入っていきたいなと考えておりますが、いかがでしょうか。
0:00:47	はい。原子力マイです。はい。お話ございました進め方で問題ございません。
0:00:55	はい。想定程度。
0:00:58	あと資料3の方ですね。
0:01:04	妻キーの部分のまとめ資料の分離の考え方について、
0:01:10	まず、方針の方を簡単にご説明いただけますでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:15	はい。
0:01:16	原子力を今枝村長よろしくお願いいたします。
0:01:19	資料3、まず1枚目です、幹部の考え方を説明してありまして、以降、添付としまして整理表という構成とさせていただきます。
0:01:29	まず、分離の考え方でございます。
0:01:33	普通、
0:01:35	添付書類5に申請添付しております8条ですね。
0:01:39	こちらにつきまして、以下の部分方針に基づいて、
0:01:44	分離し、
0:01:46	適合性説明必要な箇所があればですね、本文とか添付書類に記載を移しまして、
0:01:53	計算結果等はですね補足説明資料に整理すると、こういう方針でございます。
0:01:57	具体的な分離方針でございます。
0:02:01	まず、竜巻影響評価ガイドに基づいて添付書類5のまとめ資料を整理するというもの。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:08	第 8 条に係るまとめ資料の内容を、本文、添付書類高速整理資料 2 に分類するということ。
0:02:16	それから、竜巻事象を、これを対象としているということと、その分類につきましては大きく三つの区分に分けてございます。
0:02:25	一つは、外部の適合性の説明に必要なもので、
0:02:29	補正の添付書類、本文或いは添付書に記載すべきもの。
0:02:33	これが黄色掛けをしておりますて、
0:02:36	黄色が具体的に対応する部分でございますが、
0:02:41	その前後に関わる部分、これをちょっとわかるようにですね、色は色を使った枠で囲ってございます。これちょっと表現をわかりやすくするための工夫でございます。
0:02:54	二つ目は緑伊井でございます。
0:02:58	これはガイドの適合性の説明に必要でございますが、設計方針がない、詳細な計算結果と、
0:03:05	補足説明資料に移すもの。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:07	グレード分けについては、記載が10福士している。これは申請書に対して、本文申請書のまとめ資料の記載が本文や添付書類に居住区しているもの。
0:03:20	また、ガイドへの適合性の説明でないものというところをでございます。
0:03:26	この三つに分けて、区分をいたします。
0:03:31	補足説明資料はですね、
0:03:35	仕上がりの形としましては、
0:03:38	現在申請書に記載がございますまとめ資料全部を記載する予定でございますので、結果として補足説明資料は、現在のまとめ資料と同じ形になるというところでございます。
0:03:51	で、1課、
0:03:53	整理表でございますが、このまず並びとしまして、
0:03:59	まとめ資料を軸に並べてございます。従いまして、
0:04:04	騒音する部分を、を該当させるため、幾分順番入れ替えがガイド本文添付書類に発生しているというものでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:15	では具体的にちょっと整理表の方をご説明させていただきたいと考えております。
0:04:22	まず、本文添付書類まとめ資料を、
0:04:27	本申請というところを軸に書いてございます。
0:04:30	本文の記載添付書類の記載というのがまず出てきますので、そちらの方を述べているということ。
0:04:37	ガイドにもですね本ガイドに記載のございます、相当する部分。
0:04:43	ここが相当記載が並びますので、今、1 ページ目は横並びにさしていた だいております。
0:04:51	まとめ資料はもうすでに、その前提条件に基づいた説明でございまして で1 ページ目にまとめ資料の該当する部分はないというものでございま す。
0:05:01	2 ページ目からですね、まとめ資料の、竜巻という項目から、竜巻影響 評価ガイドに規定されていると。
0:05:11	いうところの文章、ここが
0:05:15	いわゆる、
0:05:16	横軸として整理、横軸と並びますので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:20	グレー崖が、グレーハッチングが始まっているところを、
0:05:24	溶鋼一文字に並ぶような形ですね。
0:05:29	今、並べて表現をさせていただいております。
0:05:33	このグレーハッチングにつきましては、本文ですとか添付書類に記載が ございますので、
0:05:39	改めて添付資料に追加する必要はもちろんないということでの振り分け でございます。
0:05:48	続きまして3ページでございますが、ここは今、緑、ガツ形。
0:05:55	をさせていただいてます。ここガイドに記載に関わる部分でございます が、
0:06:04	このガイドではですね、いわゆる耐震Sクラスに関わる部分の記載にな りますので、
0:06:10	今回廃棄物管理施設では、ここは相当しない部分というところをなの で、今、そこをわかりやすく、ちょっと緑掛けをさせていただいており ます。従って、
0:06:20	右側本文添付書類まとめ資料は、工夫欄になっていくと、こういうもの でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:27	竜巻影響評価ガイドは全文を記載しておりますので、
0:06:35	このガイドをに、そのガイドと
0:06:40	あと、
0:06:40	いちいちでこうをする学ばないところが出てきますそこはちょっと緑掛けをさしていただきまして、
0:06:48	本申請のところが空白空欄であるというところは、理由欄でわかるようにということを見せていただいているものでございます。
0:07:00	以下、3ページ、4ページ目ですね。
0:07:05	4ページ目では、
0:07:08	まとめ資料としましては、基準竜巻による施設の村長化停止という文章飲ませたり、
0:07:14	それから、5m S v を超えないというような、評価をした記載のくだりがございます。
0:07:21	ここは添付書類にも同様な記載があるということ。
0:07:26	ここは竜巻影響評価ガイドの設計の基本フローをに関わる所記載ですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:34	ここに相当するものというふうに理解しております、ここを横並びで 記載をさせていただいております。
0:07:45	15 ページではですね、
0:07:48	まとめ資料は、基準竜巻ではなく、いわゆる、
0:07:52	設計竜巻、
0:07:54	地域での発生した竜巻を、評価するという方針でございますので、
0:08:01	そこを横並びにさせていただいております。
0:08:05	ガイドではですね、基準竜巻及び設計竜巻が適切に設定されてどう確認 するというのが、相当するというふうに考えております。
0:08:20	6 ページは、以降、同じような形で、
0:08:25	文章を、
0:08:28	並べさせていただいております。
0:08:30	ここで、本文につきましてはですね、文章が、方針を述べておまして 短い部分がございますので、繰り返しになる部分については再掲という 形で、
0:08:42	括弧書きで、ここ述べてわかるようにしてございます。
0:08:47	同様にですね、添付書類、まとめ資料にも一部、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:52	繰り返し出てくる。
0:08:53	記載させ、一層長期債を繰り返し出てくるところがございましてその再掲という表示をさせていただいてわかるようにしているものでございます。
0:09:05	7 ページ、ここがいわゆる評価をした結果の記載のくだりでございます。
0:09:17	ここに相当する部分のガイドでございますが、1 ポツ 1 のところ、
0:09:22	そこから少し飛びまして、
0:09:25	次の、
0:09:27	瀬、
0:09:29	いわゆる目的のところがございます。大きな二つの項目について確認するというガイドの記載のうち、設計荷重に対して竜巻防護施設の件構造健全性等が維持されて安全機能が維持される方針であることと、
0:09:43	いうところの更新、ここがだろうと考えておりまして、
0:09:48	まとめ資料、添付書類とも、最後の文書のくだりにここをそろえさせていただきます。
0:09:58	9 ページからはまとめ資料の別紙に入ります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:02	別紙の、まず、概要というところで、設計を9に基づく、竜巻のF、竜巻の影響について評価したというところの記載。
0:10:15	こと、
0:10:17	添付書類2では同様の記載ですね。
0:10:23	3両加工さん竜巻というところから竜巻の適応。
0:10:28	条文の適合性説明をしてく。おりますくだりがございますのでそこを並べて説明をしているということでございます。
0:10:36	以下、
0:10:37	まとめ資料は、
0:10:39	さ。
0:10:42	別紙の前の記載と同様の記載が出てきて参りますので、並んでいるというもの。
0:10:49	してございます。
0:10:53	ここから少し見込みまして、16ページ。
0:10:58	からはですね、まとめ資料におきまして飛来物の評価というところの具体的なところに入って参ります。
0:11:05	そこでは、設計竜巻を用いて、実際に何が飛ぶかというところの評価、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:13	ですね、こういったところの記載になっております。
0:11:17	まとめ資料ではですね、この後すぐ 17 ページ、ランキン渦モデルを活用して設定したというところで、
0:11:24	どういう評価方針を用いているのかというところが記載がございます。
0:11:30	こちらガイドにも相当する、解説の解説に相当する部分が記載がございます。
0:11:38	ここは本文添付書類にはですね、このような
0:11:43	いわゆるモデルを用いるというくだりが記載ございませんので、
0:11:48	ここは、
0:11:50	いわゆる条文、適合の説明、に必要である。
0:11:57	いうふうに考えまして、
0:11:58	添付書類に、ここを付け加える方針というふうに考えまして、
0:12:04	今右側の舗装、補正申請書案。
0:12:08	添付書類というところに、同様な記載のくだりを、①と、ちょっと表現、ここで注記をさせていただいておりますが、
0:12:17	ここを追加したいと考えてるものでございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:23	ガイドではですねそのあと、詳細な評価ですとかそういったところの記載が、ガイドでは続きますが、ここは、
0:12:33	相当する部分が、今はございませんので、緑だけをさしていただいております。
0:12:40	21 ページ、2 まで進みまして、
0:12:45	このランキン渦モデルで評価するといった後に、
0:12:50	設計竜巻の特性値というのを表 1 で示しております。
0:12:54	具体的に計算した 69 メートルの竜巻であることですか、
0:13:03	そういったそのような記載を表 1 でまとめております。
0:13:09	ここもですね、いわゆるガイドに出てきます。
0:13:13	最大気圧低下量、
0:13:16	そういったところの設定というところがこの表 1 で、わかりますので、
0:13:23	をですね、今本文添付書類にない記載というふうに考えまして、
0:13:29	添付書類に付け加えるという方針でございまして、
0:13:35	今、黄色、2、緑の四角枠を使いまして 21 ページと、
0:13:41	22 ページですね。
0:13:45	結果として表 1E がなんですけども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:50	ここが並ぶと。
0:13:52	上、添付書類に記載を追加するという方針で、記載をさせていただいて、
0:14:02	まとめ資料ではですね。
0:14:08	記載が大分飛びまして、
0:14:14	37 ページからですね。
0:14:16	飛来物の具体的な記載の説明。
0:14:23	がございます。また、ランキン渦モデルに計算するところがまた 39 ページから出てきまして、
0:14:31	計算評価について、まとめ資料では説明がございます。
0:14:36	40 ページ 41 ページ、協会、
0:14:39	ここの 41 ページまではですね。
0:14:44	いわゆるこの、
0:14:45	計算の詳細な説明というところがございますので、
0:14:49	ここは、いわゆる補足説明資料の取り扱いであろうというふうに整理をしたものがございます。
0:14:57	その結果ですね、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:59	衝撃荷重、これはガイドでも求められております貫通や裏面剥離といった、
0:15:05	結果として施設の側がどうなるのかというところの説明は、表 2 でまとめております。
0:15:14	従いましてこの表 2 でですね、その結果をお示ししてる部分は、
0:15:19	添付書類に記載をして、
0:15:24	ということで、ガイドとも整合性がとれるというふうに考えたものでございます。
0:15:32	43 ページからまた、飛びざまに関する説明の、
0:15:38	2 人でございますが、
0:15:40	ここは小児でも、何を飛ばすというところは、すべて見えますので、
0:15:46	ここは詳細な計算ということで緑ということで補足説明資料の扱いというふうに整理したものでござい
0:15:57	以下、
0:16:00	評価に関わる子細なところが、まとめ資料では、
0:16:04	評価の表の 3 から 8 というところで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:08	子細述べられておりますが、すべて補足説明資料というふうに考えております。ここが 52 ページまででございます。
0:16:18	53 ページではですね、
0:16:21	最後、2 というこの評価したまとめ、
0:16:25	それから対策というところが表 9 で、まとめられております。
0:16:30	ここが本会議に基づいた適切に組み合わせた設計価格に対して、
0:16:38	設計対象施設の構造牽制ですが維持されるというところがわかるというところのまとめでございます。
0:16:46	従いましてここは添付書類に付け加えるというふうに考えております。
0:16:55	そして、55 ページからですね、ハード対策ソフト対策というくだりがございます。
0:17:04	ここは、
0:17:05	この記載そのものをではこの
0:17:11	記載は、
0:17:12	先ほどの表 9 のですね、前提条件となる。
0:17:16	くだりでございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:18	これまで議論させていただきました施設の運転を停止するという こと で、
0:17:26	廃棄物を、しまうというところ、そういったところの、
0:17:30	記載が、ハード対策相当対策。
0:17:33	でございますので、ここはこれまでの議論通り、添付書類に付け加える と、いうものでございます。
0:17:46	以降、59 ページからですね。
0:17:49	犯情機能の評価というところの記載のくだりになります。
0:17:53	ここ以降はですね、
0:17:55	添付書類に同様の記載があるというところ。
0:17:59	それから、
0:18:02	細かい、昨日まで、まとめ資料では説明をしております計測精度や放射 線管理機能です。
0:18:09	処理機能、
0:18:11	ここは今、直接的にガイドに基づく記載ではないと考えておるん です が、補足説明資料としては、ここはすべて網羅されると。
0:18:21	考えております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:27	最後には、緑掛けのガイドの記載がございます。ここは、
0:18:34	適用範囲ですとか、用語ですとか、不足といった、
0:18:39	まとめ資料を直接的には出てこない部分でございます。
0:18:46	説明については以上でございます。
0:18:49	規制庁中沢です。ご説明ありがとうございました。
0:18:54	ですね、前回のヒアリングで、
0:18:59	させていただいたに沿って便利。
0:19:02	されていると考えています。
0:19:11	担当としてはこれで、問題はないかなと考えているでしょうか。正常、 規制庁化学科から何かございますか。
0:19:50	1件だけ、規制庁カネコ例数等、
0:19:54	整理ありがとうございました。
0:19:58	うん。
0:19:59	これ資料にあって本文添付にないものについて、一部、
0:20:06	例えば17ページ。
0:20:07	うん。
0:20:15	それを通して、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:18	全文体で本文 2、記載をするっていうところってというのは、
0:20:23	ある。
0:20:25	はい。現職イマイです。家。
0:20:27	まず、ちょっと本文に記載、追加する被災はないと考えてございます。 はい。
0:20:34	同じ内容でも、この添付に期待してるっていうパターンと、今回たまたま永瀬本部ってパターンですが、
0:20:42	そういったものを全部、そういったものを行って何かしらの考え方みたいな。
0:20:47	はい、ベーシックイマイです。まず本文の記載、でございますが、
0:20:53	いわゆる条文の
0:20:57	ちょっと言葉はあれですけど、恨ま裏返しといいますか、条文適合。
0:21:01	に即した文章でございますので、
0:21:04	そこにことさら付け加える必要があるかないかというところがポイントかなと考えております。今回はそういった記載はないと考えております。
0:21:15	はい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:16	わかりました。
0:21:23	長から他に何かございますか。
0:21:27	大丈夫。はい。どうぞ。
0:21:32	東條。
0:21:34	許可での確認。
0:21:36	大本
0:21:37	すると言ってる内容っていうのは、
0:21:39	今、4 ページ目です。
0:21:56	基準に対して、
0:21:58	設計対象施設の安全機能が維持される方針である。
0:22:01	を確認するってことを第五条でまず、
0:22:06	基準竜巻はないですよ。はい。設計竜巻設計荷重の設定っていうのは、もう、添付書類、
0:22:14	の中ですでに、
0:22:16	書かれている内容でした。
0:22:21	それから、後に入っていて、
0:22:24	後の資料から、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:26	今回添付資料。
0:22:29	わかりました。
0:22:32	はい。米商エイマイです。
0:22:35	今教えご指摘ありました記載は、
0:22:40	書類に一部不足してると考えておりました、
0:22:44	そこがいわゆる表 1、
0:22:47	表 2 といったところで、網羅されるというふうに考えたものでございます。はい。
0:22:55	これまでバイトを求めているものが添付書類上で、
0:23:00	それを今回まとめ資料、
0:23:04	もともと先生のまとめ資料なんてテープで入ったんですけど、
0:23:07	まとめ資料の方から、
0:23:09	衛藤。
0:23:10	鶴の方に移されて、網羅すればっていう、
0:23:15	江藤。
0:23:17	先ほどの、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:18	なのでその設計数が適切に設定して、その安全機能を維持される方針であると、この辺は、
0:23:25	も同じように、
0:23:28	新たに何か整理し直して、すべてが6種類で網羅されたのが、
0:23:34	そこの記載は、従来の添付書類でき、同様の記載がございますので、うん。はい。そこについては、過不足はないと考えております。わかりました。
0:23:44	規制庁、松本です。
0:23:45	ちょっと新たに整理された添付書類で、ここら辺がすべて網羅されてるかっていうところは、改めて確認させてもらい、
0:24:03	他何かございますか。
0:24:06	いいですかね。
0:24:15	規制庁中沢です。それでは、
0:24:18	特にコメントはないんですよ。この方針に沿って、鳥海資料の竜巻の分については分離、
0:24:29	そして北西のほうに反映させていただければと思います。
0:24:40	続きまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:45	まとめ資料 1、どうぞ。
0:24:48	条文ってのは 1 日だけ。
0:24:52	竜巻以外の状況となっております。
0:24:56	それでは、
0:24:57	まず、
0:24:59	どれをやるか確定させ、瀬野浅木からは、
0:25:07	学籍竜巻以外のまとめ資料の上にあたってですね、今回の申請対象について、まとめ資料を分離するというふうに前回のヒアリングで、
0:25:21	お話をさせていただいたと思いますので、
0:25:27	はい。
0:25:29	どこをどこ、ちょっとが申請対象なのかっていうのをまず確定させたいと考えております。
0:25:40	そういう関係で今回資料 2-1 から 5 回までヒアリング資料とさせていただきます。
0:25:48	まずう R I S。
0:25:54	資料 2 の、
0:25:56	見方といいますか、どういう申請対象上なんでしょう。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:02	それから、まず見方の方簡単に教えていただけますでしょうか。
0:26:06	はい。原子力イマイです。
0:26:09	まず、資料全体を、を五つに分けさせていただきまして、今回、変更許可の方針、変更許可の項目、
0:26:18	で分けさせていただいております。前回まではですね四つに分けておりましたが、
0:26:23	一つ、有機溶媒貯槽に関する部分は、説明が個別になりますので、五つに分けさせていただいたところがまず、そういう点でございます。
0:26:35	それから表の見方でございますが、
0:26:38	まず左側に基準規則、
0:26:43	まず、
0:26:44	今の許可で、この設計方針がどのようにうたってるのかというところをまず記載してございます。
0:26:52	これに対しまして、今回の変更、
0:26:57	ですね、これがまず該当するかしないかというところを、網羅的にまず丹、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:04	ある金城、
0:27:06	というところで記載を整理しました。
0:27:10	さらに、そこから記載がなければ、該当がなければですね、
0:27:16	対象外というふうにさせていただいております、
0:27:19	その理由を右側書いている。
0:27:23	木曾空、基準規則に該当があるのであれば、設計変更があるかなしかというところを、さらに記載をさせていただいてるという、
0:27:36	2段階のフローでの表現、
0:27:40	これを全くさせていただいたという意味でございます。
0:27:44	表の見方としましては、以上でございます。はい、ありがとうございます。
0:27:52	規制庁の中澤です。
0:27:54	ということだと、
0:27:57	基準規則の該当の有無の欄か、
0:28:01	ありになっているようなものが、申請対象状況。
0:28:06	そういう考えでしょうか。
0:28:09	ええ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:10	し、原子カイマイですと申請対象条文。
0:28:16	の、ちょっと定義のちょっと確認でございますが、
0:28:20	まず、この変更が、この条文に該当するという整理であれば、今ご指摘のあった通りでございます、
0:28:31	この該当があるというところがついて、そのような括りになるかと。
0:28:46	成長ナカザワです。
0:28:50	単純に変更があるかどうかというわけではなくて、設置方針変更が、
0:28:57	あるかどうか。
0:28:59	という観点で、
0:29:03	申請対象の条文はどれかということになると、
0:29:08	設計変更の有無の、
0:29:11	乱造、
0:29:14	提案になってるところが申請対象条文。
0:29:17	ということになりますかね。はい。原子カイマイです。はい。ご指摘の通りの整理でございます、
0:29:25	事業者としては、ご指摘ありました後者の方なのかなというふうに考えているものでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:32	ありがとうございます。
0:29:58	なると今ちょっとちゃんと見させていただきたいんですけど、
0:30:03	100、廃液一時格納庫の使用のペースについては、
0:30:11	経営方針が変更になるような、
0:30:17	事務長といいますか、特に、
0:30:20	ないということよろしいでしょうか。
0:30:23	はい。出向イマイです。はい。
0:30:27	全体をちょっと総括させて申し上げさせていただきますと、
0:30:33	当然、
0:30:34	それぞれ必要とされる機能が有しておりますので、
0:30:39	基準規則に該当してるものは、当然ながらございますが、
0:30:43	施設を使用を停止することによって、企業家の設計方針が変わるところ はないというふうな判定、考え方でございます。
0:30:57	すいません。ちょっとこれ、やり方教えて欲しいんですけど。はい。
0:31:02	今の資料の 30 ページ。
0:31:05	12 ページ。
0:31:10	ページ 210、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:12	赤線で示して、
0:31:15	赤文字に下線の方がね。
0:31:19	これは、1 ページ目の通知上げる等の変更って言うので、この赤字が変更になってるんですけど、
0:31:29	それと、
0:31:31	変更の有無っていうのは、関係。
0:31:35	小岩です。
0:31:38	関係ございません。ちょっとこちらに貼る文章ですね、ご確認
0:31:45	わかるようにちょっとしたかただけでございまして、評価の文章、
0:31:49	を持ってきてご説明をするか、今回、4月に申請させていただいた文章で、説明をさせていただくかという、その辺りもちょっと、
0:31:59	この後ですね、確認させていただきたいということで、
0:32:02	その変更があるところがちょっとわかるようにしてるだけでございます
0:32:07	じゃあ、後で説明。
0:32:10	設計変更の部分っていうのは、何を持つ。
0:32:15	あれ。
0:32:16	或いは実例をしてる人が、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:22	あれですかね、2-1に分ける。
0:32:26	設計変更の部分でありっていうところはない。
0:32:34	原子力イマイです。はい。
0:32:37	ます。
0:32:43	まず、今回の
0:32:48	変更許可におきましては、当時、八条がですね、
0:32:53	設計変更があると考えております。
0:32:57	今具体的に出せば、資料の2-2ですね。
0:33:03	廃液処理。
0:33:05	2-2。
0:33:09	2、
0:33:10	こちらの、
0:33:11	廃液処理棟という建屋の中に、
0:33:15	装置がありましてその装置をお貸しを提出するというものでございま す。
0:33:23	こちらは、
0:33:25	今回、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:26	竜巻の設計方針変更が、
0:33:31	考えておりますので、
0:33:34	当然、建屋がございますので、まず 8 条が該当いたします。
0:33:40	で、
0:33:41	建屋に関しては、許可と今回の変更申請で変更がございますので、
0:33:49	ここは設計変更は、真壁。
0:33:52	具体的には、
0:33:55	竜巻防護
0:33:57	的ですね、設ける。
0:33:59	なりますけど、
0:34:00	そこは変わりませんが、
0:34:03	方針が変わってくる。ここがまず 1 例でございます。
0:34:08	ちょっと 12 ページは、
0:34:10	すいません、12 ページでございます
0:34:19	一つの
0:34:20	中園氏からになるんでまた時説明しましょうか。
0:34:25	別にしろ、設計変更の有無と、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:30	右から3番目の欄の都築立岩。
0:34:34	そのための設計方針。
0:34:36	変更がある部分とは関係ない。
0:34:39	はい。とりあえず、
0:35:02	あ、すみません、減少講演をお願いし、これはこのように進めますこの まま御説明を、
0:35:10	今表の見方をさせていただいたので、
0:35:14	ちょっと中身について、
0:35:15	うちから動くわけですよ。
0:35:18	お話しする形でよろしい。
0:35:21	それとも、ある部分を、
0:35:25	主眼とかメインにしてお話した方がいいのか。
0:35:29	そうですね、燃料がかなり規制庁ナカザワです。量もかなりありますの で、ちょっと
0:35:37	部分を絞って、
0:35:40	お話いただければと思っています。えっとですね。
0:35:46	すみません。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:01	規制庁中澤です。すみません。
0:36:04	設計変更の欄が、先ほど説明いただいた発明以外になってる部分。
0:36:12	他ございますか。
0:36:15	資料の 1、2-1 に限らず、
0:36:18	2-1 から 2-5 の間、
0:36:22	2-1 でありになってることっております。
0:36:31	はい。出航イマイです。2-1 については、まず設計変更の項目であり、 ありません。
0:36:41	はい。規制庁は承知しました。2-2 は、
0:36:45	大井。
0:36:51	激しくイマイです。
0:36:53	こちら 8 目 2 で、
0:36:58	井野さんほど、
0:37:03	はい、原子炉をイマイです。
0:37:06	違う。
0:37:16	こちらは、
0:37:18	対象がございません。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:21	補助対象なし。
0:37:24	2-4 は、
0:37:28	ペーストイマイです。
0:37:29	こちら、
0:37:34	変更
0:37:36	の有無は、まず、
0:37:38	ありません。
0:37:43	のもう。
0:37:48	はい。全国交代で、
0:37:51	有機溶媒貯槽ですね。こちらも
0:37:54	本校のものは、
0:37:56	ない。
0:37:57	しております。
0:38:01	とすると、
0:38:03	全体を通して、
0:38:06	8条の竜巻以外は、
0:38:10	特に変更なしだと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:13	思っていると、そういうふうに考えてると。
0:38:16	谷川でしょ。はい、原子力イマイです。はい。
0:38:40	規制庁中澤です。
0:38:47	資料にも、
0:38:52	すいません。
0:38:55	次は2-1と2-3から2-5については、こちらとしても、
0:39:01	申請対象条文に該当するものはないんじゃないかなと考えておりまして、資料2-2。
0:39:09	の方ですね。
0:39:16	ちょっと違うかなというふうに思っているところがございまして、
0:39:21	そうですね。
0:39:24	ページの、
0:39:26	作業閉じ込めの機能のところ、
0:39:33	これ処理装置を話を提出するに当たって、
0:39:40	化学処理装置と排気蒸発装置、
0:39:43	はい。
0:39:44	検討を分けないといけないとか、週刊人を、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:49	入れるという話を伺っていたと。
0:39:52	思いまして、えっとですね。
0:39:59	C Oの停止に当たってた時間も、
0:40:03	多いするためには、
0:40:06	返信措置とかを、
0:40:09	ちょっと確認する必要があるのかなと考えております。その関係でこれ は
0:40:18	対象条文に該当するんじゃないかなというふうに考えているんですが、
0:40:24	いかがでしょうか何か。
0:40:26	違和感ございますか。
0:40:36	原子力機構の喜多村でございます。
0:40:40	よろしいでしょうか。はい、どうぞお願いします。
0:40:44	えーとですね、この件につきましては、使用の停止に係る工事の過程で 確認されるべきといたしますかそこの設計と考えておりますので、
0:40:54	トーセ許可で言いますところの設計方針、
0:40:58	に係る設計変更に当たらず、設工認で見べきものというふうに考えて 切り分けたものでございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:06	以上でございます。
0:41:10	はい、ありがとうございます。
0:43:50	ちょっとすみません規制庁タツモトこの間時間でちょっと教えて欲しいんですけど。
0:43:55	資料2-5で、
0:43:57	溶媒貯槽、新たに、
0:44:00	受入施設変更しますといったときに、
0:44:03	第2条、遮へい等は、
0:44:07	経理施設、理由のところですね、受け入れ施設なので、
0:44:12	遮へい機能を設ける必要はない。
0:44:16	受け入れ施設っていうのは、鮭機能を設けてないっていうのは、どういった理由からになるんですか。
0:44:23	はい。元執行イマイです。
0:44:28	どかーにおけます、ここの遮へい機能は、
0:44:32	具体的に遮へい機能を有する施設として、
0:44:35	確か三つ、
0:44:38	具体的に言い述べさしていただいておりますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:42	評価をしております。
0:44:44	ここ、受入施設、当然廃棄物を通るわけでございますけども、あそこでは、上手にそこが保管されないと。
0:44:54	いうことから、
0:44:56	この受け入れしてきた廃棄物の受け入れ施設は、
0:45:02	もともと車検機能を要さないというのもそのような説明をさしていただいております。
0:45:09	あと遮へい規制庁タツモトで遮へいを設けるべき期間的なものが別途定めている。
0:45:16	定められているっていうことになるんです。
0:45:19	その期間に受け入れ施設は該当しないので、
0:45:23	その遮へい機能要求は、
0:45:26	いらないですっていう。
0:45:28	ことですか。
0:45:40	すみませんちょっとお待ちください。はい。
0:45:49	遮へいの、
0:45:56	中国、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:57	許可、
0:45:59	原子炉規模のキタムラでございますけれども。はい。お願いします。1点ちょっと。はい。1点ちょっと確認させていただいてよろしいでしょうか。今のご質問の趣旨は、はい。
0:46:10	β γ 固体処理硝酸の、今度新たに受け入れ施設となる貯槽の件での遮へいの話なのか、それともその前のですね、有機廃液一時格納庫の遮へいに係る部分なのかというところでちょっと確認をしたいんですが。
0:46:27	前者でよろしいのでしょうか。全社、新たに有機溶媒貯槽を受け入れ施設とするというところで、遮へい機能は要らないんですよ。
0:46:37	ていうのは受入施設がないじゃないんですっていうふうに、そういえるところから読めたので、福士。
0:46:43	わかりました。ですね、受け入れ施設だからいらんっていうのはちょっと一足飛びにちょっと説明し過ぎましたのでちょっとそこは申し訳ございません。
0:46:52	そもそも受入れる物ですね放射能が低いものですから遮へいがいらない。あとですね設計変更に当たらないのは、そもそも、
0:47:03	その満杯状態でこの付け貯層のですね、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:09	もともと有機廃液一時格納庫から持ってきたものがあるとして、設計対象になってましたので、そもそものこの貯槽のインベントリーに変更がないのでっていうことになるかと考えておりますが、
0:47:22	ですので遮へい性能といたしますか、
0:47:26	遮へい性の評価をした後の評価結果に変更がないということになるので、
0:47:32	設計に変わりはないと、というような流れになるかと思えます。わかりました。もともとの受け入れ仕入れてないですかね。江藤。
0:47:42	廃棄物入れる時も、の線量でも遮へい機能は必要ないし、新たにこの受け入れ施設として登録するにあたって、線量が低いので、遮へい機能が要らないですっていうことですね。
0:47:54	はい。その通りになります。
0:47:56	わかりました。その線上の値って何か何か決まってどうやって決まるんですか。
0:48:04	遮へい機能が必要か必要か必要じゃないかを判断するにあたっての線量の大きさ。
0:48:11	は線周辺線量とかそういう評価の

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:15	するに当たって、ここには遮へいが必要ですか、そういう判断をして るってことなんすかね。
0:48:23	原子力のキタムラがございませはい。当然のことながらですね、管理区 域境界の
0:48:28	線量を守るという観点で、その場合には遮へいが要るか要らないかとい うのをまず評価します。
0:48:37	それからその次がですね、管理区域内で作業する人間への被ばく。
0:48:42	これで遮へいがあるかどうかというのを評価します。今回は遮へいが なくてもですね、管理区域境界の線量は十分守れますし、
0:48:53	管理区域内での作業員の被ばくも何ていうんでしょうか。
0:49:00	問題になるようなものではないということで遮へいはいらないというこ とで判断したものでございますので、
0:49:08	そういったところ L o w e r 何かあれでしょうか具体的な数値等々をお 示ししてのエビデンスが必要ということになるんでしょうか。いえ、ご めんなさい規制庁タツモトです。もともとの考え方を知りたかっただけ なので、大丈夫です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:21	はい。お手元の評価と今回の評価と、それを満足してるので遮へい機能 が必要ないってことが確認できたので、
0:49:30	わかりました。ありがとうございます。
0:49:43	すいません。
0:49:46	院長、仲川です。すいません先ほどの三条の方に戻らせていただきま して、
0:49:53	こちらの考えといたしましては、
0:49:56	放射性物質を限定された区域に閉じ込めないといけないうふう に規則で要求してまして、
0:50:05	今回の泊処理装置の使用の停止にあたって、配管を
0:50:12	と思うんですけども、
0:50:14	再三切断した後にちゃんとヘルスって語られていないと、そこから漏れ てくるんじゃないかと。
0:50:24	という問題意識を持ってまして、
0:50:27	その点は、評価でちゃんと乗れない。
0:50:31	設計方針にしますっていう方を行っていただく必要があるのかなという ふうに考えて、先ほど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:40	発言させていただいたんですけれど。
0:50:46	いかがでしょうか。はい。
0:50:48	わかり、
0:50:52	原子力講演会です。ご指摘の通り、間野元、
0:50:56	調査におきましても、ご説明させていただきました通り、配管を系統分離するところの措置が確かにございますので、
0:51:06	そのような観点での
0:51:11	閉じ込めというのがございます。
0:51:17	と、
0:51:19	ちょっとはですねその許可の中での、
0:51:26	と。
0:51:27	また均衡条文の説明の中で、
0:51:30	そこを、
0:51:32	さらに付け加えるところが、ちょっと
0:51:36	イメージがちょっとなかったものですから、
0:51:39	ちょっと検討のお時間をいただきたいと思います。
0:51:43	当然ながら、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:46	解釈にもございますような要求事項は、適合の説明の中で述べておりますので、
0:51:56	漏えいしないというところの基本設計、これについては変わらないものだと考えております。
0:52:04	分離しさらにそこをどのようにちょっと付け加えるのかというところは、少しちょっと今、お時間いただきたいと。
0:52:13	わかりました。規制庁中澤です。わかりました。ありがとうございます。
0:52:18	規制庁タツモトですいません。確認したいんですけど、今のこの三条っていうのは、私五味木野が、
0:52:24	廃棄物管理施設は閉じ込め機能、
0:52:27	を有すること、施設は譲ることって言うてるんですね。ただ別にその配管にとじ込み機能を設けろとは言っていないくて、その管理施設としてどういうふうなとじ込み機能を有してるんですかっていう条文だと思うんですけど。
0:52:41	今
0:52:43	建屋なり、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:44	設備なり、
0:52:46	どこの部分で閉じ込め機能を有してるんですか。
0:52:56	原子力機構の北野でございます。はい。この化学処理装置につきましては、
0:53:01	といたしますか、廃液処理棟につきましてはその中に混在しますそれぞれの設備で閉じ込め機能を確保するという設計でございます。したがって、化学処理装置、
0:53:13	ただ、処理装置の場合も化学処理装置でということになります。
0:53:18	規制庁タツモトです。今こちらナカザワから言ったその配管を、演技するとかそういった時には、その配管での閉じ込め機能が必要となるっていう理解でよろしいですか。
0:53:33	原子力機構の喜多村でございます。はい。その通りでございます我々は
0:53:39	その接続フランジのところで、縁を切るというふうに考えておりましてそこに閉止板を入れる。ですので配管の一部がそのまま、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:50	存在してとじ込み機能が維持されるということなので、そういう意味では、大きくりの設計方針には変わりがないのかなというところで、現状の記載のまま、
0:54:03	というふうになっているものでございます。
0:54:10	規制庁タツモトです。今、今最後に言った大きくりの設計方針っていうのは、その許可上の基本設計方針は変わりませんっていうことを言いたかったんですかね。
0:54:19	今回その準備をして、今後、工事、
0:54:24	園芸の工事をしていくのであれば、衛藤、その工事をするにあたっては許可整合の観点から、許可はどうしてるのですかっていうようなところを改めて確認するようなこともあるんですけど、
0:54:36	この許可で何も変わってないんです。でも、
0:54:39	後任が急に出てくるんです。
0:54:42	ていうのは何となく、
0:54:45	条文、上段からの規制という観点では何となく違和感なんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:53	原子力機構の喜多村でございますが閉じ込め機能を満足する構造として、許可にですねその詳細を記載する必要があるかどうかというところで、
0:55:05	私の方は今大きくくりではということで申し上げたんですけども、
0:55:11	当然のことながら、設工認の段階での詳細設計ではその構造というところまで、子細に述べて、
0:55:19	設計というところを見、何て言うんでしょうか。停止に向けての工事に係る設計というところで見えていただくのかなというふうに考えておりましたので、
0:55:31	許可上は変更はいらないと、というような判断でございました。
0:55:37	以上でございます。
0:55:40	なんか、あれ、あのさ、許可上使用停止と書かないんだっけ。
0:55:48	主要計数を書かないんだっけ、書かない記載が削除される。
0:55:56	あkというのは、記載削除。
0:55:59	干場小岩です。はい。
0:56:02	使用停止。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:04	をするという事を書くことではなく、化学処理装置に係る部分の記載が削除されて、
0:56:11	許可から外れると。
0:56:14	というような、
0:56:16	副社長イノウエイメージとして、はい。処理だと貯層があって、化学処理想定があって上は取り締まりがあってセメント固化。
0:56:26	なかなか家族がなくなって、三つがなく、そんなイメージ。
0:56:31	はい。そこの部分の記載がそっくり関わる部分の記載がそっくり抜けていくと。
0:56:37	規制庁タツモトですもう削除は削除でいいんですけど、いいかどうかはまたちょっと別なんですけど、削除するにあたって、削除するってことは設計方針が変わるんじゃないんですか。
0:56:56	はい。原子復興イマイです。
0:56:59	そうですね。
0:57:01	もともと設計方針が変わる。
0:57:06	というのは、
0:57:08	対象施設が変わりますので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:12	確かに
0:57:14	該当条文に関わる部分で、変更がございます
0:57:19	何に変更がある。
0:57:22	対象施設、対象施設そのものの変更がございますので、施設設備に変更 がございますので、はい。そこは変更がございます。はい。
0:57:32	今回の表し方としましては、櫃尾の停止をするに当たりまして、
0:57:38	記載を削除すると。
0:57:41	ということで、
0:57:42	許可の対象から外すという、行為を、をしようと考えて、
0:57:47	はい。
0:57:48	そ
0:57:51	ただ、例えば個別にまたご説明が必要かと思えますけども、
0:57:56	今回の化学処理装置のこの閉じ込め言えば、この各小首藤値を使わな くなる部分、
0:58:03	こういうような変更が、
0:58:07	設計変更。
0:58:09	であると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:12	せ、いわゆる許可の設計取り込みを、
0:58:16	を維持するという設計そのものは変わらないというふうに考えたもので ごさい。
0:58:22	対象の設備はなくなり、
0:58:25	ですが、閉じ込めを維持するという方針は変わらない。
0:58:35	あまり規制庁タツモトです。考えがすれ違うようであれば、ヒアリング マターではなくなるかなと思ってますけど。
0:58:44	設計で申請対象設備、
0:58:47	対象設備が変わることも設計変更だと。
0:58:51	思っているので、
0:58:55	ただ文章は変わらないんですっていうだけの説明であれば、
0:59:01	文章が買わなかったら設計方針が変わらないというご説明なんですねっ ていうふうに受けとめますけど。
0:59:07	今はそういう考えてことですね。
0:59:11	関係者これまでですはい。
0:59:14	わかりました。
0:59:22	追加で聞いておきたいことありますか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:32	処理して大丈夫ですか。
1:00:00	規制庁中澤です。
1:00:02	続いて、同じ資料2-2-2の24ページ。
1:00:08	ジュース単位13条。
1:00:11	処理施設の方だけちょっとお伺いしたいんですけども、
1:00:20	一番右の欄にも書いていただいているんですが今回、化学処理装置の使用 の停止に伴って、
1:00:29	生田廃棄物はある。
1:00:31	全体の処理能力が減少する方向に向かうという変えますので、
1:00:38	ただ廃棄物管理、
1:00:41	施設の
1:00:47	廃棄物管理施設としての、液体廃棄物の処理能力。
1:00:52	十分発生量に対して十分であるかっていうのを確認しなきゃいけないっ ていうふうに考えておまして、
1:00:58	お礼も、
1:01:01	申請対象条文に当たると考えているんですが、
1:01:07	いかがでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:12	はい。下宿イマイです。
1:01:14	はい。ご指摘の通り、年間最大処理量を、が変更がございます。
1:01:23	それは、その点については、ご指摘の通りでございまして、
1:01:28	処理する設備が今回相停止しますので、
1:01:34	残された設備で処理できるかというところのお話が当然ながら出てこよ うかと考えております。
1:01:45	明4日ではですね、
1:01:48	それぞれ
1:01:50	化学処理装置、それから残された設備の廃液蒸発装置1というものでご ざいますが、
1:01:57	それぞれ発生元方が、発生由来が異なっていて物性が異なっていて、
1:02:04	それぞれ処理する、4000立米ずつですね、処理する、それで合計8000 立米処理するという二つの大きな流れがあるという説明をしてございま す。
1:02:17	今回化学処理装置の方側の一つの
1:02:22	税務から書出てくるものがなくなるということでございますので、
1:02:30	先ほどちょっとお話も、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:32	同様に、同じ考え方になりますが、設備がなくなると、いうこと。
1:02:38	従ってそれが設計変更になるかどうかというところの議論に先ほどと同じようになろうかと思いますが、現時点のこの我々の考え方としましては、
1:02:48	設備がなくなる。
1:02:50	発生由来がそもそもそちらもなくなる。
1:02:54	ことから、残された部分については、既許可の記載と変わらないものがございますから、ここは変わらないと、こういうふう考えたものがございます。
1:03:13	規制庁中澤です。ありがとうございます。
1:03:16	藤堂。
1:03:20	%上昇確認なんですけれども、これまで、化学処理装置で処理していたJMT Rの1例で、冷却水
1:03:29	がもう完全に出てくる見込みは、
1:03:33	何なんでしょうか。
1:03:35	横山です。まず、完全になくなるということはまず、まだございません。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:46	発生する可能性はございますし、現在もプールの中にある水がござい ますので、
1:03:55	全くなくなったということではございません。
1:03:59	はい、ありがとうございます。
1:04:04	原子力機構の喜多村でございます。今の件に、もう少し付け加えます と、
1:04:11	原子炉の中にある水、俗に言う炉水を処理するということでございます ので、運転をしなければ、当然のことながら頻繁に炉水が
1:04:23	廃液として発生することはないということになりますので、
1:04:30	そういう意味で、
1:04:31	発生頻度発生量が少なくなるので影響がないという意味でございます。
1:05:27	あ、すいません、規制庁イノウエでございます。
1:05:29	まず、先ほどの今井さんのご説明だと、化学処理装置が、
1:05:35	楽なくなることで、
1:05:37	我々、管理施設全体としての、
1:05:41	液体廃棄物の処理能力があります。
1:05:44	ただ液体の発生量、こちらも下がるので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:49	少なくなるので、
1:05:51	私たちなくなっても、別に十分処理し切れる残った設備上はそういう装置ですけど、
1:05:57	そこで処理し切れるんです。
1:05:59	かと思うんですけども、
1:06:02	というのは
1:06:03	変更後においても、
1:06:06	各処理装置をなくす変更。
1:06:09	があっても、ここの技術基準、許可基準を満足しますよという、そういった説明でしょ。
1:06:16	結構イマイです。はい。
1:06:19	化学処理装置が、
1:06:21	出し方停止に伴う、
1:06:23	同時にて無から発生量が減るということも当然ございますが、
1:06:31	記載の残ります廃液蒸発装置 1 に関わる部分も、
1:06:38	設計方針、それから元記載について変更がないという

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:44	ところでございますので、ちょっとそこは補足させていただきます。はい。
1:06:49	規制庁、伊賀でございます。
1:06:50	東条氏、宗千野
1:06:54	さっき書きぶりが変わらないから
1:06:58	対象条文じゃないと思ってます。そういったところで、原子炉ますはい。書きぶりといいますか、ここも関わる設計方針は
1:07:07	カードも何ら変わるものではございません。はい。
1:07:11	規制庁伊奈でございます。
1:07:14	許可新規性基準の時の排雪の、
1:07:18	処理の条件として、蒸発処理装置がと、化学処理装置、
1:07:24	こちらがあるという前提。
1:07:28	があって、それに対して廃棄、
1:07:31	電話であるとか、その他もろもろ、
1:07:33	羽賀駅があって、
1:07:35	そういった条件と、今回
1:07:38	その廃棄処理能力に関わる、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:40	装置の1個がなくなるってことは、局から前提条件が変わってる。
1:07:47	いや、そうするとその影響について、
1:07:52	あるんですか、ないんですかというところをちゃんと説明する必要があるんじゃないかと、いうふうに考えて、
1:08:00	何かこちらの処理能力13条の第1項第1号から1号、
1:08:06	2つについて、対象条文ではないんですかというところを聞かせていただいたんですけども、
1:08:24	ですね。
1:08:26	最終行イマイです。はい。
1:08:31	前回も当該条項に関する部分のご指摘、たかと思います。で、
1:08:42	今回、
1:08:44	ちょっとこの資料のご説明ではですね、前回までのご説明をちょっと踏襲してるものでございます。
1:08:51	ちょっと改めて、そちらについては、こちら、検討いたしまして、改めてご説明させて、今の点ですね。
1:09:01	ご説明させていただく必要があろうかと思っておりますので、
1:09:04	次回させていただきたいと考えております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:08	はい、ありがとうございます。
1:09:10	ちょっと順番、へえ。
1:09:12	それは対象条文だと思う。
1:09:17	思いますというところで、
1:09:21	そう思っていないけど、説明しますよ、どっちでしょうか。
1:09:37	御説明。
1:09:39	今ここに入れたい何かありますか。
1:09:42	今日固めたいんですよね。ただ、この上限、
1:09:47	はい、原子力機構の喜多村でございます。よろしいでしょうか。
1:09:51	喜田お願いします。
1:09:54	はい。先ほど来ですね私ども、ご指摘いただいていることは、
1:10:02	廃止ないしは停止することによってですね、現行の記載は変わらないんだけれどもっていうところで、
1:10:12	我々のしましようといえますか、思いと、規制庁さんの、このご指摘のところは食い違っていると、いうように認識いたしました。で、何て言いましょうか。
1:10:23	施設がなくなる、ないしは停止させることによって、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:30	当然
1:10:33	ハードという意味では変わりますけれども、ここに書かれている文言として影響がないので、変更ないにしていますけれども、
1:10:41	それで問題があるのかないのかという説明が不足していると。
1:10:47	いう認識に立ちまして、まずはそこを説明して、
1:10:51	必要に応じて文言追加ということを検討したいという意味で、ちょっと今井が申し上げてることだと考えておりますので、そういった方針でいかがでしょうか。
1:11:33	規制庁タツモトです。
1:11:36	前回は結構前の気がしますがヒアリングでの同じようなコメントを踏まえて、こちらがこの資料出されてるっていうことは、
1:11:45	%
1:11:47	もうそういう説明をされたいんだなっていうことが、
1:11:50	今日わかったので、
1:11:52	このヒアリングではもうこれ以上、
1:11:57	やる。
1:11:58	ことはできないかなと思ってますけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:03	いいですか。
1:12:04	そちらは市長はわかりました。ただこちらの市長も、うん。その前から伝えている通りのもの。
1:12:13	OKですかね。
1:12:15	だから、あれですよ。
1:12:18	嗟峨の意見を一方的に押し切っちゃってヒアリングじゃなくて、
1:12:21	会合でやりますかってそういう話ですか。はい。はい。
1:12:27	そこで、説明してもらってっていうところでいきますかね。
1:12:35	常務以上、
1:12:37	以上です。
1:12:42	ちなみに、規制庁だと、
1:12:45	設計設備、設備対象設備変わります。
1:12:50	このJMのものも受けなくなります。
1:12:54	とかっていうような、
1:12:56	私はそれを設計変更と、
1:12:58	設計方針の変更だと呼んでますけど、があっても、
1:13:02	今の木や、やることは変わらないので記載は変わりません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:08	設計変更じゃありません。
1:13:10	というそちらの主張は、
1:13:12	担当部署じゃなく全員としての考えていうことでよろしいですか。
1:13:19	いや、すいません。原子力機構、高久ヤマナカです。それについてはちよっと、
1:13:26	持ち帰って、回答はしたいと思いますけれども、
1:13:32	今回のお話を、
1:13:36	先ほど野地さんの話で言いますと、
1:13:40	私の感覚なんですけど、
1:13:43	前提条件が変わっているのであれば、妥当性はその許可の段階で示した方が、
1:13:49	よろしいのかなっていうのと、先ほど秘書についても、
1:13:56	よかったの関連性ということでこの許可の段階で、ここの部分書いてありますんで、この部分の設工認を申請させていただきますっていう。
1:14:04	流れの方が、機構としてもやりやすいのではないのかなと。
1:14:08	これ、感覚だけ個人の感覚が、そういう、
1:14:13	ところがありますので、そこはちょっと赤津として1回、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:18	話をしておられたが、改めてお話をさせていただきたいと思います。
1:14:25	規制庁タツモトです。わかりました。もし J A として何か方針が変わる考え方が変わるっていうことであれば、改めて説明をお願いします。
1:14:50	規制庁仲川です。
1:14:53	本日の議題は以上かと考えておりますが、何か、
1:14:58	はい。
1:15:02	した意見等ございますでしょうか。
1:15:11	守って、
1:15:13	来てからでもいいから来てる。
1:15:16	ここで言わない。
1:15:19	わかってますけど、
1:15:28	今日の打ち合わせをして何か、
1:15:32	確認したことがある。
1:15:38	これは原則ございません。はい。ありがとうございます。では、ヒアリングを終了させていただきます。ありがとうございました。ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。